

会員利用規約

第1条 (名称と所在地)

本施設は、「FREEROUND KOBE」(以下、本クラブ)と称します。

第2条 (目的)

本クラブは、会員の基礎体力、精神の向上、健康維持、増進に努めることを目的とします。

第3条 (会員資格等)

- 1 会員は、本クラブの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員の本クラブの利用は医師から運動を禁じられていない方とします。但し、クラブが特別に認めた場合はこの限りではありません。
- 2 会員資格は18歳以上となります。但し、本クラブに1年以上通われた方のご家族、ご紹介の方は18歳未満でも検討させていただきます。

第4条 (会員の種類)

会員 一般クラブ会員をいいます。

第5条 (入会手続き)

本クラブに入会の際は、所定の入会申込用紙等に必要事項を明記の上、会費等を添えて手続きさせていただきます。

第6条 (諸手続)

会員は会員種類の変更の際は、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は当社の変更事務処理終了により、生じるものとします。

第7条 (会費等)

- 1 月会費は毎月4日にお届出をされた銀行口座よりフリーラウンド名義で引落しをさせていただきます。
前日3日までにご自身の銀行口座にご入金をしてください。(銀行口座からの引落しが残高不足等により不能な場合、次回ご来店時に現金でいただくか、次月の請求に加算するようになります。2ヶ月以上未納の方は退会扱いとさせていただきますのでご注意ください)
- 2 年間一括前納は会費の11ヶ月分です。(週1会員、チケット会員、ビジターは除く)
一度納められた会費等は、理由の如何に拘らず返金いたしません。

第8条 (会員証)

- 1 本クラブの会員の証として、個人会員、法人会員に対して会員証を発行します。
- 2 本クラブを利用する際は、必ず会員証を提示していただきます。
- 3 会員証は、本人しか利用できません。

第9条 (チケット)

- 1 チケット会員はチケット制となっております。
- 2 チケットはフロントにて直接お買い求めください
- 3 お買い求め頂いたチケットは他人に譲渡、転売することはできません。

第10条 (休・退会手続)

会員は、本クラブを休・退会する際は、所定の休・退会届を本クラブが定めた締切日までに提出しなければなりません。また、退会の方は会員証の返還をしていただきます。

「休・退会手続きについて」別途参照

第11条 (ビジター)

- 1 本クラブは会員以外のお客様(以下ビジター)に施設をご利用いただくことができます。尚、この場合ビジターは別に定めた施設利用料金をお支払い頂きます。ビジターについても会員規約は適用されます。(但し、混雑時は会員を優先させていただきます)
- 2 ビジターでの利用は、1回のみとさせていただきます。

第12条 (会員資格の喪失)

次の方は、本クラブを退会していただきます。この場合会員証は無効とし、直ちに返還していただきます。

- 1 会費を2ヶ月以上未納の方。(銀行口座からの引落しが残高不足等により不能になり、会費を2ヶ月滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については未払い料金と判断し、ご請求させていただきます。)
- 2 会員利用規約その他本クラブの諸規則に違反し、注意や警告をするに取まらない方。
- 3 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 4 入会に際して虚偽の申告をしたとき。
- 5 その他本クラブの目的にふさわしくない行為をされた方。

第13条 (損害賠償)

- 1 本クラブの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的、物的事故について本クラブは一切賠償責任の責を負いません。ビジターについても同様とします。
- 2 会員が本クラブの施設利用に際して会社又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。ビジターについても同様のものとなります。
- 3 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、トレーナーの過失、および器機類の不都合による場合はこの限りではありません。

第14条 (盗難)

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第15条 (紛失・忘れ物)

- 1 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。
- 2 忘れ物については、一定期間(1ヶ月間)保管した後、処分させていただきます。

第16条 (禁止事項)

- 1 喫煙。所定の場所以外での飲食。
- 2 酒気を帯びてのトレーニング
- 3 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方。
- 4 食物、危険物及びペットのお持ち込み。
- 5 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為。
- 6 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等。

7 無許可のアンケート協力等の依頼行為。

8 他人を誹謗、中傷すること。

9 他人に対する暴力行為や威嚇行為。

10 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為。

11 施設内に落書きや造作をすること。

12 トレーニング中に暴力的な言葉を発すること。

13 ボクシング以外の格闘技のトレーニング

14 トレーナーの許可のないマ斯巴クシング、スパーリング。

15 その他、本クラブの施設目的にそぐわない行為。

第17条 (休館日)

本クラブの休館日は年末年始、夏期休暇、イベント日その他施設の法定点検・修繕等やむを得ない場合とします。

第18条 (施設・設備・サービスの廃止と利用制限)

- 1 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、

本クラブは施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。

- 2 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は施設内の掲示板等により行います。

- 3 各施設は、前1～2項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休業することがあります。
この告知は原則として施設内の掲示板等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。

- 4 前第1～3項の場合、会員は本クラブに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

第19条 (会費等の変更)

本クラブは、本契約に基づいて会員が納入すべき会費等を諸般の事情により変更することができます。

前項の場合、本クラブは原則として1ヶ月以上前までにその内容を会員に書面等にて通知するものとします。

第20条 (利用規約)

1 利用時間

| | | |
|-------|-------------|-------------------|
| 平 日 | PM 2時～PM10時 | (10時30分までに退館願います) |
| 土 曜 日 | PM12時～PM 8時 | (8時30分までに退館願います) |
| 日曜祝祭日 | AM11時～PM 7時 | (7時30分までに退館願います) |

2 第3条 (会員資格等)の全文

3 第16条 (禁止事項)の全文

4 本クラブは、現金、貴重品類はお預かりできませんので、皆さまご自身で責任をもって保管してください。

万一、盗難・傷害・その他の事故が発生して本クラブでは一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

5 フィットングルームのご利用について

・フィットングルーム内では、他のお客様のご迷惑にならないようにご利用ください。

・衣類、履物、バッグ類、運動着等、入館時にご持参のものは、必ず所定の場所に納め、他の場所に放置なさらぬようご注意ください。

・フィットングルーム内、他のお客様のご迷惑になるヘッドホン、ラジカセ、携帯電話の使用はご遠慮ください。

・ゴミや小物廃棄物は、所定のゴミ箱にお捨てください。

・危険物、ペット、生鮮食品、騒音や臭いのする物等を持ち込むことは、固くお断りいたします。

・シャツ、タオル類を汗その他で濡れたまま放置しないようご注意ください。

・シャワー、化粧台は、お客様全員で共有するものです。清潔にご利用ください。

・混雑時シャワーのご利用は10分以内でお願いします。

・フィットングルーム内で気分が悪くなった場合、ただちに従業員にご連絡ください。

第21条 (規約の発行)

1 本規約は平成17年10月1日から発行します。

2 本規約は、随時必要に応じて改正されることがあります。この場合は、原則として書面や館内告知等により通知します。改正した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものいたします。

休会・退会について

休会手続について

休会をご希望される月の前月20日までに、所定の用紙に必要事項をご記入の上フロントまでご提示ください。

・21日以降のお申し込みに関しましては、翌々月からとなります。

例) 4月から休会したい場合は、3月20日までに手続を済ませてください。
3月分は月会費、4月分は休会費のご請求(引き落とし)となります。

・休会期間中は1ヶ月/500円の引き落としとなります。

・休会期間は最長6ヶ月とし、休会期間を過ぎますと自動的に復会となり、通常の月会費請求となります。

退会手続について

退会は毎月末単位で行っております。退会月の料金が最終のご請求となります。退会をご希望される月の20日までに、所定の用紙に必要事項をご記入の上フロントまでご提示ください。

・21日以降のお申し込みに関しましては、翌月の退会となります。

例) 3月末日にて退会したい場合は、3月20日までに手続を済ませてください。

退会された場合は、退会日より10日以内に会員証をご返還頂くこととなります(郵送可)